

資料 1 四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

○四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

昭和 47 年 3 月 24 日

条例第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)その他別に定めるもののほか、一般廃棄物等の収集、運搬及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 12 条例 51・一部改正)

(定義)

第 2 条 この条例において「廃棄物」、「一般廃棄物」及び「産業廃棄物」とは、法第 2 条各項に掲げるものをいう。

(事業者の責務)

第 2 条の 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、原材料の合理的使用及びその事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用を図るなど減量化に努めなければならない。

3 事業者は、廃棄物の処理施設を損壊するおそれのある包装品の容器類及びその処理を妨げるような誇大包装などの回避に努めるとともに、自ら下取りによる回収再生利用による販売を行うなど、その廃棄物を少なくする措置を講じなければならない。

(平 3 条例 24・一部改正)

(清潔の保持)

第 2 条の 3 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は管理者とする。以下同じ。)は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 法第 16 条に規定する投棄禁止区域においては、土地又は建物の占有者は境界に板塀、有刺鉄線等で囲を設ける等みだりに廃棄物が捨てられないように適正管理に努めなければならない。

(平 3 条例 24・一部改正)

(市民の協力義務)

第 2 条の 4 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物は、なるべく自ら処分するように努めると共に自ら処分することの困難な一般廃棄物については市長が定めた分別方法により区分し、所定の場所に集める等市が行う一般廃棄物の収集運搬及び処理に協力しなければならない。

(昭 59 条例 15・一部改正)

(再利用による減量)

第 2 条の 5 市長は、一般廃棄物のうち、再利用(廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。以下同じ。)できるもの(以下「資源物」という。)については、その再利用を促進し、一般廃棄物の減量に努めなければならない。

(平 17 条例 3・追加)

(資源物の所有権)

第 2 条の 6 第 2 条の 4 の規定により所定の場所に排出され

た資源物の所有権は、市に帰属する。この場合において、市長が指定する事業者以外の者は、資源物を収集し、又は運搬してはならない。

(平 17 条例 3・追加)

(一般廃棄物処理計画の告示)

第 3 条 市が法第 6 条第 1 項の規定により定める一般廃棄物の処理計画は、市長が区域、種類及び収集処分の方法を定めて毎年度初めに告示する。

(平 3 条例 24・一部改正)

(一般廃棄物の処理基準)

第 4 条 法第 6 条第 1 項の区域内の土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は管理者とする。以下同じ。)が、その土地又は建物内の一般廃棄物を自ら処理するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 3 条の基準に準じて処理しなければならない。

(多量排出の範囲)

第 5 条 法第 6 条の 2 第 5 項の規定により運搬すべき場所及び方法を指示することができる多量の一般廃棄物の範囲は、次のとおりとする。

常時の場合 1 日平均排出量 100kg 以上

臨時の場合 一時的排出量 300kg 以上

2 市長は、一般廃棄物について事業者に自らの責任において処理させることが必要と認めた場合は、その処理をさせることができる。

(平 9 条例 5・一部改正)

(一般廃棄物処理手数料)

第 6 条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分についての手数料は、別表第 1 のとおりとする。

(平 12 条例 51・一部改正)

(特定家庭用機器廃棄物処理手数料)

第 6 条の 2 特定家庭用機器再商品化法(平成 10 年法律第 97 号。以下「再商品化法」という。)第 2 条第 5 項に規定する特定家庭用機器廃棄物の収集、運搬及び処分についての手数料は、別表第 2 のとおりとする。

(平 12 条例 51・追加)

(指定一般廃棄物処理手数料)

第 6 条の 3 法第 6 条の 3 第 1 項の規定により指定された一般廃棄物(以下「指定一般廃棄物」という。)の収集、運搬及び処分についての手数料は、別表第 3 のとおりとする。

(平 12 条例 51・追加)

(市が処理する産業廃棄物の種類)

第 7 条 法第 11 条第 2 項の規定により、市が一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物は、固形状のもので一般廃棄物と併せて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない量のものとし、市長がその都度指示するものとする。

2 前項の廃棄物については自ら運搬し、かつ、所定の場所に搬入しなければならない。

(平 3 条例 24・平成 24 条例 42・一部改正)

(産業廃棄物の処理費用)

第 8 条 前条の規定による産業廃棄物の処理に要する費用

は、別表第4のとおりとする。

(平12条例51・一部改正)

(手数料及び費用の減免)

第9条 市長は、天災その他の事情によりやむを得ないと認める者に対して、第6条及び第8条の規定による手数料及び費用を減免することができる。

(一般廃棄物処理業許可申請)

第10条 法第7条に規定する一般廃棄物処理を業として行おうとする者又は継続してその業を行おうとする者は、規則で定める申請を市長に提出して許可を受けなければならない。

(平3条例24・一部改正)

(浄化槽清掃業許可申請)

第11条 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条に規定するし尿浄化槽清掃を業として行おうとする者又は継続してその業を行おうとする者は、規則で定める申請を市長に提出し、許可を受けなければならない。

(昭60条例31・平3条例24・一部改正)

(一般廃棄物処理業許可証の交付及び許可申請手数料)

第12条 第10条及び第11条の申請に対し市長が適当と認め、法第7条第1項及び浄化槽法第35条第1項の規定により許可をしたときは、許可証を交付する。

2 前項の許可証の有効期間は、2年とする。

3 許可業者は第1項の許可証を亡失し、又はき損したときは、その再交付を30日以内に受けなければならない。

4 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請するときに納入しなければならない。

(1) 一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者
10,000円

(2) 浄化槽清掃業の許可を受けようとする者 10,000円

(3) 許可証の再交付を受けようとする者 5,000円

(昭60条例31・平9条例5・平10条例8・一部改正)

(営業の休止及び廃止)

第13条 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者は、その営業の全部又は一部を休止及び廃止しようとするときは、30日前までに届け出なければならない。

(昭60条例31・一部改正)

(許可業者の遵守事項)

第14条 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者は、その許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(昭60条例31・一部改正)

(環境指導員)

第15条 本市に生活環境保全のため、清掃思想の普及向上、処理業者の指導、立入検査等を行う環境指導員を置くことができる。

2 環境指導員は市職員であつて環境衛生業務に相当の経験を有する者又は適格と認められる者を市長が任命する。

3 前項の指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人から求められたときは、これを提示しなければならない。

(昭59条例15・旧第16条繰上、平3条例24・一部改正)

(行政処分)

第16条 第10条及び第11条の申請事項に違反した場合において警告を発したにもかかわらず、なお継続して違反行為を行つた者に対しては、市長は期間を定めてその業務の

停止又は第12条の規定による許可を取り消すことができる。

(昭59条例15・旧第17条繰上)

(技術管理者の資格)

第17条 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の過程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法による大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者を同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(平24条例42・追加)

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭59条例15・旧第18条繰上、平9条例5・一部改正、平24条例42・旧第17条繰下)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行前に改正前の四街道町清掃条例の

規定によつてした処分、手続きその他の行為は、改正後の四街道町廃棄物の処理及び清掃に関する条例中に、これに相当する規定があるときは、改正後の同条例によつてしたものとみなす。

附 則(昭和49年条例第11号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年条例第45号)

この条例は、昭和51年1月1日から施行する。

附 則(昭和56年条例第8号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年条例第15号)

この条例は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則(昭和60年条例第31号)

この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則(平成元年条例第31号)

この条例は、平成元年10月1日から施行する。

附 則(平成3年条例第24号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請並びに収集、運搬及び処分に係る手数料については、適用し、同日前の申請並びに収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成10年条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、平成10年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1及び別表第2の規定は、平成10年10月1日以後の収集、運搬及び処分に係る手数料又は費用について適用し、同日前の収集、運搬及び処分に係る手数料又は費用については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の条例別表第1のその他の一般廃棄物(粗大ごみ)で市が収集運搬した場合の手数料は、平成10年10月1日以後に市が収集運搬の依頼を受け、これを行った場合について適用する。

附 則(平成12年条例第51号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請並びに収集、運搬及び処分に係る手数料については、適用し、同日前の申請並びに収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成17年条例第3号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第10号)

この条例は、平成18年11月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第11号)

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第42号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

別表第1(第6条)

(平3条例24・全改、平9条例5・平10条例8・平12条例51・平18条例10・平24例11・一部改正)

種別	取扱区分	手数料
犬、ねこ等の死体	自ら市の施設に搬入した場合	1頭につき 1,050円
	市が収集運搬した場合	1頭につき 2,100円
その他の一般廃棄物	一般家庭から排出される粗大ごみで市が収集運搬した場合	1回につき 800円に品目別に規則で定める額を加算した額
	一般家庭から排出されるごみで自ら市の施設に搬入した場合	1回につき 10kgまでごとに200円
	事業所から排出されるごみで市の施設に搬入した場合	1回につき 10kgまでごとに300円

別表第2(第6条の2)

(平12条例51・追加)

種別	取扱区分	手数料
特定家庭用機器再商品化法施行令(平成10年政令第378号)第4条に規定する再商品化等を実施すべき量に関する基準に合致する特定家庭用機器廃棄物	再商品化法第43条に定める特定家庭用機器廃棄物管理票(家電リサイクル券)を添付したものを自ら市の施設に搬入した場合	規則で定める額
特定家庭用機器再商品化法施行令第4条に規定する再商品化等を実施すべき量に関する基準に合	市が収集運搬した場合	一回につき 800円に品目別に規則で定める額を加算した額
	一般家庭から	規則で定める

致しない特定 家庭用機器廃 棄物	排出されるご みで自ら市の 施設に搬入し た場合	額
------------------------	-----------------------------------	---

別表第3(第6条の3)

(平12条例51・追加)

種別	取扱区分	手数料
指定一般廃棄物	市が収集運搬した場合	一回につき800円に品目別に規則で定める額を加算した額
	一般家庭から排出されるご	規則で定める額

	みで自ら市の施設に搬入した場合	
--	-----------------	--

別表第4(第8条)

(平3条例24・全改、平10条例8・一部改正、平12条例51・旧別表第2繰下・一部改正、平18条例10・平24例11・一部改正)

取扱区分	費用
第7条第1項の規定により市長が指示した産業廃棄物を市の施設へ搬入した場合	1回につき10kgまでごとに350円

資料2 他計画の概要

「四街道市総合計画」【平成26年3月】（四街道市）

◆目標年次○基本構想：平成35年度

○前期基本計画：平成30年度

◆まちづくりの基本理念

『みんなが主役のまちづくり』

これまで築いてきた市政の流れを継承し、よりよい地域社会を実現するため、市民を始めとしたさまざまな主体が連携・協働しながら自主的にまちづくりに関わっていく「みんなが主役のまちづくり」を基本理念として掲げます。

◆まちづくりの視点

『人と人をつなぐ、地域と地域をつなぐ、世代と世代をつなぐ、そして過去から現在、未来へとつなぐ。』

本市は、これら「つなぐ」視点を大切にして、接続可能なまちづくりを推進していきます。

◆将来都市像

『人 みどり 子育て 選ばれる安心快適都市 四街道』

本市の地域資源である、人、自然、歴史を大切にしながら、文化を育み、都市機能と市民活動、そして子育て環境を充実していくことで、だれもが安心して快適に暮らせる都市として、選ばれる四街道をめざします。

◆基本目標

(1) だれもが健康でいきいき暮らせるまち

子育てしやすいまちは、子どもだけでなく、高齢者や障害のある人にとっても住みやすいまちです。

本目標では、大人も子どもも、障害のある人もない人も、すべての人が、生きがいをもって元気に生活できるまちをめざします。

(2) 安全・安心を実現するまち

「住みたいまち」「いつまでも住み続けたいまち」にするためには、利便性の向上だけでなく、市民生活の「安全・安心」の確保が不可欠です。

本目標では、災害や犯罪などの不安が少ない安全な環境で、だれもが安心して日常生活を送れるまちをめざします。

(3) 豊かな心を育み学ぶ喜びを実感できるまち

本市が今後も持続的に発展していくためには、将来を担う「四街道っ子」の育成とあらゆる世代がいきいきと心豊かに暮らし続けていける環境づくりが必要です。

本目標では、家庭・地域・学校が連携しながら、子どもたちが安心して確かな学力を身につけ、そして、だれもが気軽に学習活動、文化活動、スポーツ活動に親しめるまちをめざします。

(4) みどりと都市が調和したうるおいのあるまち

生活にうるおいとやすらぎを与える豊かな緑は、本市の大きな魅力です。

本目標では、快適な生活を保障する生活基盤のもとで、地球環境も視野に入れた大きな視点と、暮らしやすい環境の醸成という地域としての視点の両面から、環境に配慮し、自然を身近に感じながら暮らしていけるまちをめざします。

(5) にぎわいと活力にあふれるまち

都市としての魅力を高め、まちの活力をさらに高めていくためには、にぎわいの創出が必要です。

本目標では、計画的に形成された優良な市街地のもと、円滑で快適な移動環境がもたらす活発な地域間交流や、経済活動により地域が活性化するまちをめざします。

(6) とともに創る将来に向けて持続可能なまち

本市では、市民によるまちづくりの活動がさまざまな分野で広がっています。

本目標では、まちづくりや地域活動などに、市民がみんなで参加し、協働し、貢献しながら、本市の魅力を最大限に活かして、ひとまちは成長していくまちをめざします。

◆将来フレーム

(1) 将来の総人口

区 分		平成 25 年度	平成 30 年度	平成 35 年度
人 口	(人)	89,116	92,000	93,000
世帯数	(世帯)	34,592	36,500	37,400
一世帯あたり人員	(人)	2.58	2.52	2.49

※平成 25 年度は平成 26 年 1 月 1 日現在

(2) 将来の年齢別人口構成

区 分	平成 25 年度		平成 30 年度		平成 35 年度	
	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)
0～14 歳	12,022	13.5	11,960	13.0	11,360	12.2
15～64 歳	54,227	60.8	53,360	58.0	54,120	58.2
65 歳以上	22,867	25.7	26,680	29.0	27,520	29.6
計	89,116	100.0	92,000	100.0	93,000	100.0

※平成 25 年度は平成 26 年 1 月 1 日現在

◆土地利用構想

(1) 基本的な考え方

土地は、すべての市民の生活や社会経済活動の重要な基盤であるとともに、将来に向けたさらなる発展のための資源です。

将来都市像の実現に向けて、この資源を有効に活用するため、長期的な視点も踏まえながら、次のとおり、計画的な土地利用を進めます。

(2) 都市の方向性

- ・ にぎわいと活力ある都市
- ・ 安全・安心な快適都市
- ・ 緑と調和するやすらぎの都市

本県における廃棄物を取り巻く諸課題への対処を図りながら、“もの”を大切にし、接続可能な資源循環型社会への転換をさらに進めていくため、このたび「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「千葉県廃棄物処理計画」（第 8 次）を策定しました。

なお、本計画は「千葉県総合計画」及び「千葉県環境基本計画」を上位計画とし、資源循環型社会を築くための個別計画として位置付けられるものです。

1 策定方針

本計画は、前計画と同様に、できる限り循環的な利用を行う、いわゆる 3R の推進に努めるとともに、それでも発生する廃棄物については適正に処理を行う、という考えに基づいた資源の適正な循環の利用を引き続き目指すこととし、前計画との施策の継続性に配慮しながら施策体系を見直すとともに、新たな目標値の設定を行うことを基本として策定します。

2 計画目標年度

平成 27 年度

3 基本方針

- I 「3R の推進」及び「適正処理の推進」を基本とした上で、県民・民間団体、事業者、行政等のパートナーシップにより、“もの”を大切に持続可能な資源循環型社会への転換をさらに進めます。
- II “もの”が製造されてから使用、廃棄に至るまでのライフサイクルのすべての段階において、低炭素社会の形成に向けた取組みにも配慮しつつ、環境への負荷の低減を図るため、各主体がそれぞれの役割を円滑に果たせるような施策とします。
- III 依然として高い水準にある廃棄物の排出量や根絶に至らない不法投棄の問題など、本県を取り巻く廃棄物に係る問題と課題を踏まえた実効性のある施策を実施します。
- IV これらを踏まえ、施策体系を“もの”のライフサイクルの流れに沿って整理した上で、各種施策を展開します。

4 減量化・再資源化等の目標値

【一般廃棄物】

- ごみの排出量を 220 万 t 以下（一人 1 日当たり 960 グラム以下）とする。
- 再生利用率を 30% 以上とする。
- 最終処分量を 13 万 t 以下とする。

区 分	現 状			H22 (前計画)	H27 (本計画)	
	H17	H19	H20	目標値	推計値	目標値
一般廃棄物						
排出量 (万トン/年)	248	240	231	223	227	220
排出原単位 (g/人・日)	1,126	1,080	1,037	1,000	991	960
再生利用量 (万トン/年)	60	60	56	78	57	66
再生利用率 (%)	24.3	24.9	24.2	35	25	30
最終処分量 (万トン/年)	19.2	17.4	17.1	15	14.5	13

5 展開する施策

- I 資源環境を推進するためのライフスタイルづくりと適正な廃棄物マネジメントの推進
- II 資源循環の基盤となる産業づくり
- III 廃棄物の適正処理の確保
- IV 廃棄物の不法投棄・不適正処理の根絶
- V 持続可能な資源循環型社会の構築に向けた仕組みづくり

第3次循環型社会形成推進基本計画について

平成25年5月31日に、「第3次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、最終処分量の削減など、これまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、①リサイクルに比べ取組が遅れているリデュース・リユースの取組強化②有用金属の回収③安心・安全の取組強化④3R国際協力の推進等を新たな政策の柱をします。

具体的な数値目標も以下のとおり示されました。

*****以下抜粋（一部加筆）*****

第1節 物質フロー指標

1 目標を設定する指標

物質フローの3つの断面を代表する「資源生産性」、「循環利用率」、「最終処分量」について、平成32年度（2020年度）を目標年次として、以下の目標を設定します。

（表3 物質フロー指標に関する目標）

目標年次：平成32年度

指標	資源生産性	循環利用率	最終処分量
目標	46万円/トン	17%	1,700万トン

(1) 「入口」：資源生産性（＝GDP/天然資源等投入量）

資源生産性を平成32年度において、46万円/トンとすることを目標とします（平成12年度の約25万円/トンから、概ね8割増）。

(2) 「循環」：循環利用率（＝循環利用量/（循環利用量＋天然資源等投入量））

循環利用率を平成32年度において、17%とすることを目標とします（平成12年度の約10%から概ね7割向上）。

(3) 「出口」：最終処分

最終処分量を平成32年度において、1,700万トン（産業廃棄物は1,275万トン）とすることを目標とします（平成12年度の約56百万トンから概ね7割減）。

第2節 取組指標

循環型社会の形成に向けた取組の進展度を測る指標として、以下のような「取組指標」を設定します。

この指標として、「目標を設定する指標」及び「推移をモニターする指標」を設定し、「取組指標」体系を拡充・強化しました。

目標を設定する指標については、平成32年度を目標年次とします。

1 入口

(2) 一般廃棄物の減量化（目標を設定する指標）

リサイクルするものを含めて一般廃棄物の排出抑制の進展度合いを総体的に測る指標として、1人1日当たりのごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量）を平成12年度比で約25%減（約890グラム）とすることを目標とします。

【参考】

- ・「1人1日当たりのごみ排出量」：約1,185グラム（平成12年度）
約976グラム（平成22年度）

① 1人1日当たりの家庭ごみ排出量

国民のごみ減量化への努力や分別収集の努力をあらわす代表的な指標として、集団回収量、資源ごみ等を除いた、家庭からの1人1日当たりごみ排出量を平成32年度において、平成12年度比で約25%（約500グラム）とすることを目標とします。

【参考】

- ・「1人1日当たりのごみ排出量」：約660グラム（平成12年度）
約540グラム（平成22年度）

② 事業系ごみ排出量

事業者の一般廃棄物の減量化への努力や分別収集の努力をあらわす代表的な指標として、事業系ごみの「総量」について平成32年度において、平成12年度比で約35%減（約1170万トン）とすることを目標とします。

【参考】

- ・事業系ごみ排出量：約1,799万トン（平成12年度）
約1,297万トン（平成22年度）

※事業系ごみについては、事業所数の変動が大きいこと、事業所規模によってごみの排出量に顕著な差が見られることなどから、1事業所当たりではなく、事業系ごみの「総量」について指標として設定します。

資料3 施策の取組状況（ごみ処理）

本市のごみの処理に関して、主な具体的施策の取組状況と前計画基本方針との対応を以下に示します。

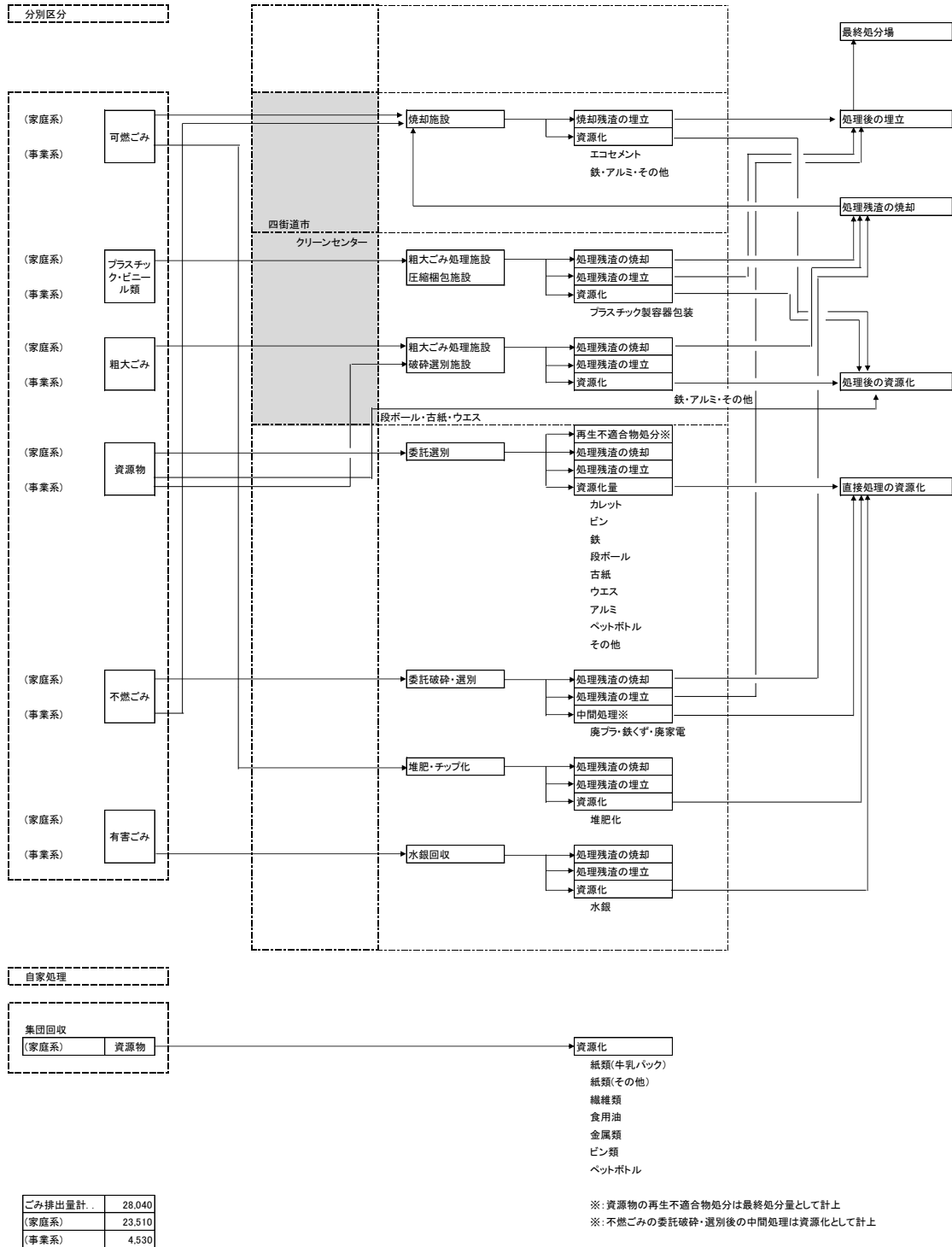
項目	基本方針1 3Rの推進		基本方針2 市民・事業者・行政の 協働	基本方針3 適正処理の構築			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
市政だより、自治会回覧、ホームページ、分別ガイドブックにより各種広報を行っている。	○	○	○				
産業まつりで普及啓発活動を実施している。	○	○	○				
ゆずります・ゆずってくださいコーナーにおいて不用品の再使用を図っている。	○	○					
拠点回収を行う団体に500円/月の補助金を追加した。	○	○					
家庭系ごみの有料化を行っている先進自治体の視察、各種研修会への参加を実施している。		○					
市民団体「段ボールコンポストの会」に補助金を支給し、生ごみの減量に向け、協働で取り組みを行った。		○					
EPR制度実現を目指す「ちっこ委員会」に賛同書を提出した。		○	○				
その他紙（雑がみ）、剪定枝、小型家電、廃食油の分別回収を段階的に開始した。		○	○				
数値目標について評価し、公表している。		○					
出前講座の実施、クリーンセンター、最終処分場などの見学会を実施している。			○				
不法投棄監視員により不法投棄を巡回監視している。また、不法投棄禁止看板の設置を行った。			○				
ごみの排出困難者（認定者のみ）に戸別収集を開始した。				○			
資源回収の回収車においてハイブリッド車5台を導入した。				○			
市の組織としてFM（ファシリティマネジメント）推進室を設置した。							○

注) ○印は以下に示す前計画の方針①～⑦に対応してします。

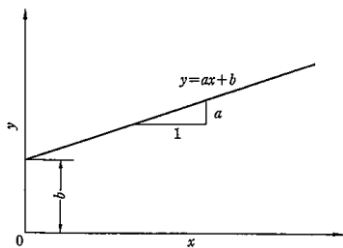
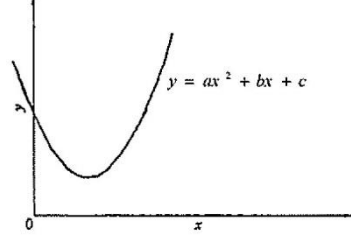
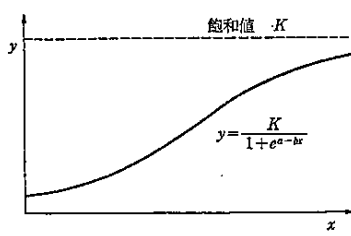
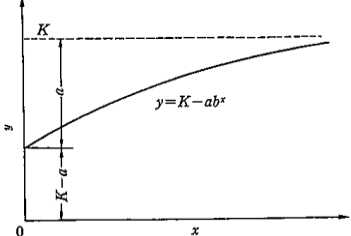
- ①：発生抑制・再使用・資源化の推進 ②：3R推進のためのしくみづくり
 ③：行政の取組 ④：収集・運搬の検討 ⑤：中間処理施設の整備
 ⑥：最終処分の検討 ⑦：適正な事業経営の推進

資料4 ごみ処理の実績および予測

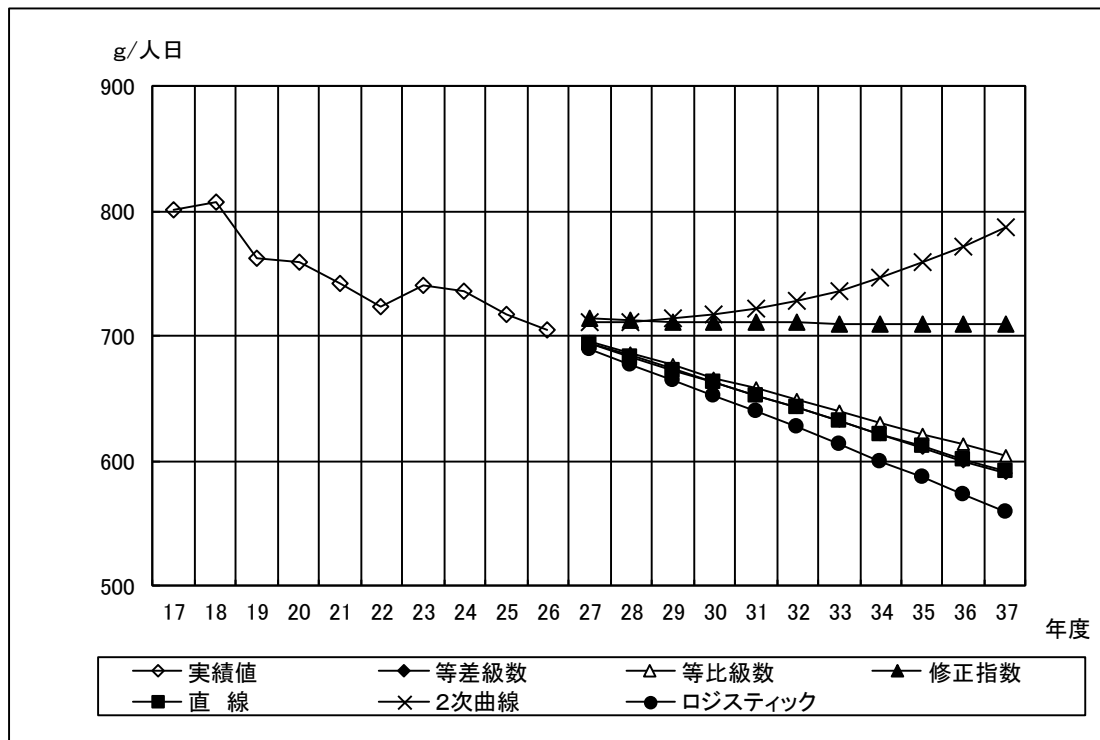
(1) 平成26年度のごみ処理フロー図



(2)トレンド予測

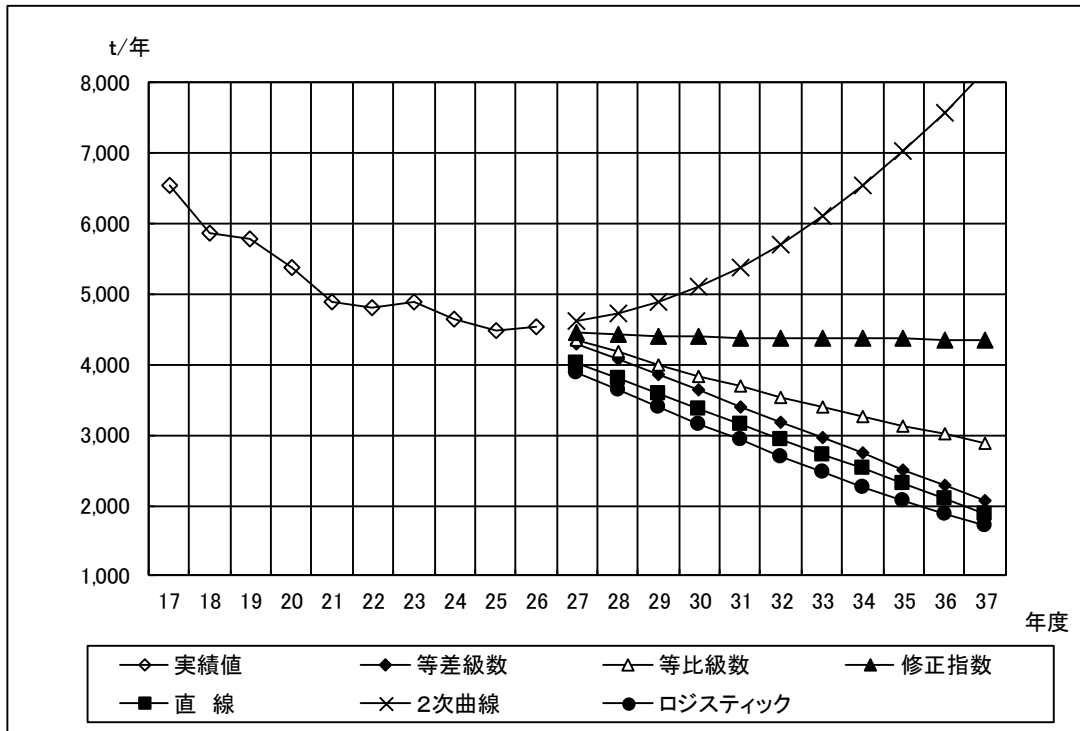
推計式	概要
等差級数	過去の変化の差の平均を一定として将来の推移を予測する方法
等比級数	過去の変化の比の平均を一定として将来の推移を予測する方法
最小二乗法	<p>過去のデータに最もよく合う直線または曲線を想定し、将来の推移を予測する方法。当てはめる式は、直線、2次曲線、ロジスティック曲線などがあり、過去の値から求める直線または曲線までの距離の2乗の和が最小になるように定める。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>直線式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin: 5px auto;"> <p>ごく近い将来も直線的に推移すると見込める場合には、合う式</p> </div> </div> <div style="text-align: center;">  <p>2次曲線式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin: 5px auto;"> <p>ごく近い将来を予測するには良く合う式</p> </div> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>ロジスティック曲線</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 180px; margin: 5px auto;"> <p>初期には緩やかに成長、中期大幅に伸びてやがて飽和となることを示す式</p> </div> </div> <div style="text-align: center;">  <p>修正指数曲線式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 180px; margin: 5px auto;"> <p>極限值に近づきつつある状態について適用されやすい式</p> </div> </div> </div>

①生活系ごみ



年度	実績値					
17	801					
18	807					
19	762					
20	759					
21	743					
22	724					
23	741					
24	737					
25	717					
26	706					
年度	1. 等差級数	2. 等比級数	3. 修正指数	4. 直線	5. 2次曲線	6. ロジスティック
27	695	696	715	694	712	690
28	685	686	713	683	712	677
29	674	677	712	673	714	665
30	664	667	712	663	717	653
31	653	658	711	653	722	640
32	643	649	711	643	729	627
33	632	640	710	632	737	614
34	622	631	710	622	747	600
35	611	622	710	612	759	587
36	600	614	710	602	772	573
37	590	605	710	592	788	560
相関係数	0.92304736	0.92635506	0.93708986	0.92304730	0.94308680	0.91560465
相関順位	4	3	2	5	1	6

②事業系ごみ



年度	実績値					
17	6,549					
18	5,877					
19	5,788					
20	5,373					
21	4,893					
22	4,811					
23	4,890					
24	4,637					
25	4,487					
26	4,530					
年度	1. 等差級数	2. 等比級数	3. 修正指数	4. 直線	5. 2次曲線	6. ロジスティック
27	4,306	4,348	4,456	4,011	4,608	3,896
28	4,081	4,174	4,428	3,797	4,721	3,647
29	3,857	4,006	4,408	3,584	4,888	3,401
30	3,633	3,846	4,394	3,371	5,110	3,159
31	3,408	3,691	4,384	3,158	5,385	2,924
32	3,184	3,543	4,376	2,944	5,715	2,696
33	2,960	3,401	4,370	2,731	6,100	2,478
34	2,735	3,264	4,366	2,518	6,538	2,269
35	2,511	3,133	4,363	2,305	7,032	2,072
36	2,287	3,008	4,361	2,091	7,579	1,886
37	2,062	2,887	4,360	1,878	8,181	1,712
相関係数	0.93770128	0.95214319	0.98434418	0.93770128	0.98519415	0.92217124
相関順位	4	3	2	4	1	6

(3) ごみ排出量・処理量の現状と予測

	項目	単位	実績							予測									
			平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	
人口		人	88,949	89,961	90,296	91,073	91,258	91,441	91,636	91,831	92,026	92,221	92,416	92,611	92,806	93,000	92,657	92,314	
人口増加指数		—		1.01	1.00	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	
年間日数		推計按分	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	
原単位	生活系ごみ	g/人日	100.0%	724	741	737	717	706	706	706	706	706	706	706	706	706	706	706	
	可燃	g/人日	65.9%	464.5	485.9	482.7	470.4	470.3	465.3	465.3	465.3	465.3	465.3	465.3	465.3	465.3	465.3	465.3	
	プラスチック・ビニール類	g/人日	6.7%	52.3	52.9	49.0	48.0	46.7	47.0	47.0	47.0	47.0	47.0	47.0	47.0	47.0	47.0	47.0	
	不燃	g/人日	2.8%	20.8	21.7	20.8	20.1	19.6	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	
	粗大	g/人日	2.7%	23.1	21.8	21.8	20.2	16.8	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2	
	資源物	g/人日	16.8%	123.4	120.2	124.5	121.0	116.7	118.4	118.4	118.4	118.4	118.4	118.4	118.4	118.4	118.4	118.4	
	有害ごみ(電池類等)	g/人日	0.1%	1.0	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	集団回収	g/人日	5.0%	38.7	37.6	37.5	36.1	34.7	35.4	35.4	35.4	35.4	35.4	35.4	35.4	35.4	35.4	35.4	
	事業系ごみ	g/人日	100.0%	150	151	141	135	136	135	135	135	135	134	134	134	134	133	134	
	可燃	g/人日	99.7%	147.6	147.8	140.3	134.5	135.5	134.6	134.6	134.6	134.6	133.6	133.6	133.6	133.6	132.6	133.6	
プラスチック・ビニール類	g/人日	0.1%	0.4	0.3	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2		
粗大	g/人日	0.1%	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1		
資源物	g/人日	0.1%	0.2	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1		
合計	g/人日		874	892	878	852	842	841	841	841	841	840	840	840	840	839	840		
年間量	生活系ごみ	t/年	23,504	24,404	24,301	23,825	23,510	23,628	23,614	23,664	23,714	23,830	23,815	23,865	23,915	24,031	23,877	23,788	
	事業系ごみ	t/年	4,811	4,890	4,637	4,487	4,530	4,530	4,530	4,530	4,530	4,530	4,530	4,530	4,530	4,530	4,530	4,530	
	合計	t/年	28,315	29,294	28,938	28,312	28,040	28,158	28,144	28,194	28,244	28,360	28,345	28,395	28,445	28,561	28,407	28,318	
排出抑制	有料化の効果	g/人日											46.5	46.5	46.5	46.5	46.5	46.5	
	有料化の効果	g/人日											1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	家庭系排出抑制合計	g/人日						0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	47.5	47.5	47.5	47.5	47.5	47.5	
排出抑制後の予測																			
原単位	生活系ごみ	g/人日	724	741	737	717	706	706	706	706	706	706	658	658	658	658	658	658	
	事業系ごみ	g/人日	150	151	141	135	136	135	135	135	135	134	134	134	134	133	134	134	
	総排出量	g/人日	874	892	878	852	842	841	841	841	841	840	793	793	793	793	793	793	
年間量	生活系ごみ	t/年	23,504	24,404	24,301	23,825	23,510	23,628	23,614	23,664	23,714	23,830	22,212	22,259	22,305	22,413	22,270	22,187	
	事業系ごみ	t/年	4,811	4,890	4,637	4,487	4,530	4,530	4,530	4,530	4,530	4,530	4,530	4,530	4,530	4,530	4,530	4,530	
	総排出量	t/年	28,315	29,294	28,938	28,312	28,040	28,158	28,144	28,194	28,244	28,360	26,742	26,789	26,835	26,943	26,800	26,717	

			実績					予測											
項目			単位	平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
排出量の内訳																			
【生活系可燃ごみからの資源化】有料化を機に可燃ごみの中から紙類と布類に対して前年度の約10%(両者の合計)が資源へ移行すると想定	資源移行前可燃	t/年	65.9%	15,082	15,997	15,909	15,636	15,665	15,573	15,563	15,596	15,630	15,706	14,639	14,670	14,701	14,772	14,677	14,623
	紙類の移行量	t/年												534	535	536	539	535	533
	布類の移行量	t/年												34	34	34	35	34	34
	廃食用油へ(拠点回収)	t/年							9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
	資源移行後可燃	t/年		15,082	15,997	15,909	15,636	15,665	15,564	15,555	15,588	15,621	15,697	14,062	14,092	14,122	14,190	14,099	14,047
	プラスチック・ビニール類	t/年	6.7%	1,699	1,742	1,615	1,595	1,557	1,572	1,571	1,575	1,578	1,586	1,478	1,481	1,484	1,491	1,482	1,476
	資源移行前不燃	t/年	2.8%	676	715	687	667	654	662	662	663	665	668	623	624	625	628	624	622
	粗大ごみ	t/年	2.7%	751	718	719	671	558	642	641	643	644	647	603	605	606	609	605	603
	資源物・有害ごみ	t/年		5,297	5,233	5,371	5,256	5,076	5,188	5,185	5,196	5,207	5,232	5,446	5,457	5,469	5,495	5,460	5,440
	資源物	t/年	16.8%	4,005	3,958	4,102	4,023	3,887	3,961	3,959	3,968	3,976	3,995	3,724	3,732	3,740	3,758	3,734	3,720
	追加資源(ごみからの移行分)	t/年							9	9	9	9	9	577	578	580	582	579	576
	有害ごみ(電池類等)	t/年	0.1%	35	37	33	33	33	33	33	33	33	33	31	31	31	31	31	31
集団回収量	t/年	5.0%	1,257	1,238	1,236	1,200	1,156	1,185	1,184	1,187	1,189	1,195	1,114	1,116	1,119	1,124	1,117	1,113	
	t/年	100.0%	23,505	24,405	24,301	23,825	23,510	23,628	23,614	23,664	23,714	23,830	22,212	22,259	22,305	22,413	22,270	22,187	
生活系ごみ	合計	t/年		23,505	24,405	24,301	23,825	23,510	23,628	23,614	23,664	23,714	23,830	22,212	22,259	22,305	22,413	22,270	22,187
	可燃	t/年		15,082	15,997	15,909	15,636	15,665	15,564	15,555	15,588	15,621	15,697	14,062	14,092	14,122	14,190	14,099	14,047
	プラスチック・ビニール類	t/年		1,699	1,742	1,615	1,595	1,557	1,572	1,571	1,575	1,578	1,586	1,478	1,481	1,484	1,491	1,482	1,476
	不燃	t/年		676	715	687	667	654	662	662	663	665	668	623	624	625	628	624	622
	粗大	t/年		751	718	719	671	558	642	641	643	644	647	603	605	606	609	605	603
	資源物	t/年		4,005	3,958	4,102	4,023	3,887	3,970	3,968	3,976	3,985	4,004	4,301	4,310	4,319	4,340	4,312	4,296
	有害ごみ(電池類等)	t/年		35	37	33	33	33	33	33	33	33	33	31	31	31	31	31	31
	集団回収	t/年		1,257	1,238	1,236	1,200	1,156	1,185	1,184	1,187	1,189	1,195	1,114	1,116	1,119	1,124	1,117	1,113
事業系ごみ	合計	t/年	100.0%	4,810	4,889	4,637	4,487	4,530	4,530	4,530	4,530	4,530	4,530	4,530	4,530	4,530	4,530	4,530	4,530
	可燃	t/年	99.7%	4,791	4,867	4,625	4,471	4,515	4,516	4,516	4,516	4,516	4,516	4,516	4,516	4,516	4,516	4,516	4,516
	プラスチック・ビニール類	t/年	0.15%	12	10	5	6	9	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	不燃	t/年	0.04%	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	粗大	t/年	0.05%	2	2	2	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	資源物	t/年	0.08%	4	9	4	4	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
合計	総排出量	t/年		28,315	29,294	28,938	28,312	28,040	28,158	28,144	28,194	28,244	28,360	26,742	26,789	26,835	26,943	26,800	26,717
	可燃	t/年		19,873	20,864	20,534	20,107	20,180	20,080	20,070	20,103	20,136	20,212	18,578	18,608	18,637	18,706	18,615	18,562
	プラスチック・ビニール類	t/年		1,711	1,752	1,620	1,601	1,566	1,579	1,578	1,581	1,585	1,592	1,485	1,488	1,491	1,498	1,489	1,483
	不燃	t/年		677	716	688	669	656	664	664	665	666	670	624	626	627	630	626	624
	粗大	t/年		753	720	721	675	559	644	644	645	646	650	606	607	608	611	607	605
	資源物	t/年		4,009	3,967	4,106	4,027	3,890	3,974	3,971	3,980	3,988	4,008	4,305	4,314	4,323	4,344	4,316	4,300
	有害ごみ(電池類等)	t/年		35	37	33	33	33	33	33	33	33	33	31	31	31	31	31	31
	集団回収	t/年		1,257	1,238	1,236	1,200	1,156	1,185	1,184	1,187	1,189	1,195	1,114	1,116	1,119	1,124	1,117	1,113

			実 績						予 測											
項目		単位	平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37		
処理量																				
年間日数		日	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365		
焼却処理対象量		t/年	21,180	22,178	21,727	21,263	21,215	21,169	21,159	21,194	21,229	21,311	19,602	19,634	19,666	19,739	19,641	19,585		
焼却処理（搬出）																				
	チップ化	収集分の1.5%	t/年	1.5%	338	338	350	321	296	295	294	295	295	296	273	273	273	274	273	272
	焼却	収集分の98.5%及び処理残さ	t/年		20,842	21,840	21,377	20,942	20,919	20,874	20,864	20,899	20,934	21,014	19,329	19,361	19,392	19,464	19,368	19,313
焼却残さ																				
	資源化	t/年	0.3%	1,486	961	56	58	56	57	57	57	57	58	53	53	53	53	53	53	
	埋立	t/年	10.8%	1,871	2,008	2,280	2,357	2,255	2,250	2,249	2,253	2,257	2,265	2,084	2,087	2,090	2,098	2,088	2,082	
不燃ごみ処理量		t/年		677	716	688	669	656	664	664	665	666	670	624	626	627	630	626	624	
プラスチック、ビニール処理量		t/年		1,711	1,752	1,620	1,601	1,566	1,579	1,578	1,581	1,585	1,592	1,485	1,488	1,491	1,498	1,489	1,483	
粗大ごみ処理量		収集及び中間処理後搬入物	t/年		770	726	726	682	564	649	649	650	652	655	610	612	613	616	612	610
資源物処理量		資源化処理対象	t/年		4,009	3,967	4,106	4,027	3,890	3,974	3,971	3,980	3,988	4,008	4,305	4,314	4,323	4,344	4,316	4,300
資源化量(搬出)		t/年		3,992	3,895	3,915	3,838	3,713	3,793	3,791	3,799	3,807	3,826	4,135	4,144	4,153	4,173	4,146	4,131	
	カレット・ビン	t/年		690	692	643	645	654	667	666	668	669	672	627	628	629	632	628	626	
	鉄	t/年		156	140	143	137	117	119	119	119	120	120	112	112	113	113	112	112	
	ダンボール	t/年		654	637	657	672	663	676	675	677	678	682	635	637	638	641	637	635	
	古紙	t/年		1,786	1,723	1,771	1,690	1,614	1,645	1,644	1,648	1,651	1,659	2,081	2,085	2,089	2,100	2,086	2,078	
	繊維	t/年		256	276	270	254	247	252	252	252	253	254	271	272	272	273	272	271	
	アルミ	t/年		140	142	146	148	146	149	149	149	149	150	140	140	140	141	140	140	
	ペットボトル	t/年		284	285	285	292	272	277	277	278	278	280	261	261	262	263	261	260	
	その他	t/年		26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	廃食用油	t/年		0	0	0	0	0	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	
有害ごみ（委託処分－資源化）		t/年		35	37	33	33	33	33	33	33	33	33	31	31	31	31	31	31	
資源化のまとめ																				
	収集資源	t/年		3,992	3,895	3,915	3,838	3,713	3,793	3,791	3,799	3,807	3,826	4,135	4,144	4,153	4,173	4,146	4,131	
	可燃から(チップ化)	t/年		338	338	350	321	296	295	294	295	295	296	273	273	273	274	273	272	
	不燃から(平成27年度以降小型家電含む)	t/年		282	322	313	250	230	233	233	233	234	235	219	219	220	221	219	219	
	資源から(処理前抜き取り ダンボール、古紙、ウエス)	t/年		0	65	73	50	44	45	45	45	45	45	42	42	42	43	42	42	
	プラスチック処理から ペット	t/年		0	22	20	20	18	18	18	18	18	17	17	17	17	17	17	17	
	プラスチック処理から 容り協	t/年		932	925	914	936	949	957	956	958	960	965	900	902	904	908	902	899	
	粗大から	t/年		301	290	297	281	249	287	286	287	288	289	269	270	271	272	270	269	
	焼却残さから(鉄、平成22、23年度はエコセメント含む)	t/年		1,486	961	56	58	56	57	57	57	57	58	53	53	53	53	53	53	
	有害ごみ－水銀回収	t/年		35	37	33	33	33	33	33	33	33	33	31	31	31	31	31	31	
	集団回収	t/年		1,257	1,238	1,236	1,200	1,156	1,185	1,184	1,187	1,189	1,195	1,114	1,116	1,119	1,124	1,117	1,113	
総資源化量(施設における資源化＋集団回収+焼却灰)		t/年		8,623	8,093	7,207	6,987	6,744	6,902	6,898	6,912	6,927	6,960	7,051	7,067	7,082	7,116	7,071	7,045	

			実績							予測									
項目		単位	平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	
最終処分 埋立																			
	焼却残さ	t/年	438	1,101	2,280	2,357	2,255	2,250	2,249	2,253	2,257	2,265	2,084	2,087	2,090	2,098	2,088	2,082	
	不燃から	t/年	336	321	297	309	305	309	308	309	310	311	290	291	291	293	291	290	
	資源処理から	t/年	0	1	113	132	128	130	130	131	131	132	123	123	123	124	123	123	
最終処分合計			t/年	774	1,423	2,690	2,798	2,688	2,688	2,693	2,697	2,708	2,497	2,501	2,505	2,515	2,502	2,494	
リサイクル率・埋立率																			
	リサイクル率	%	30.5%	27.6%	24.9%	24.7%	24.1%	24.5%	24.5%	24.5%	24.5%	24.5%	26.4%	26.4%	26.4%	26.4%	26.4%	26.4%	
	埋立率	%	2.7%	4.9%	9.3%	9.9%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.5%	9.3%	9.3%	9.3%	9.3%	9.3%	9.3%	
資源化合計																			
市 収 集 資 源	カレット・ビン	t/年	690	692	643	645	654	667	666	668	669	672	627	628	629	632	628	626	
	金属類(鉄類、アルミ 平成22,23年度はエコセメント含む)	t/年	2,365	1,855	955	874	798	845	844	846	848	852	793	795	797	800	795	792	
	ダンボール	t/年	654	655	677	686	675	688	688	689	691	694	647	648	650	653	649	646	
	古紙	t/年	1,786	1,761	1,814	1,720	1,640	1,672	1,671	1,674	1,678	1,686	2,106	2,110	2,114	2,125	2,111	2,103	
	繊維	t/年	256	285	280	261	253	258	258	258	259	260	277	277	278	279	277	276	
	ペットボトル	t/年	284	307	305	312	290	295	295	296	296	298	278	278	279	280	278	277	
	容器包装プラスチック	t/年	932	925	914	936	949	957	956	958	960	965	900	902	904	908	902	899	
	廃食用油	t/年	0	0	0	0	0	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
	その他	t/年	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	チップ化	t/年	338	338	350	321	296	295	294	295	295	296	273	273	273	274	273	272	
水銀	t/年	35	37	33	33	33	33	33	33	33	33	31	31	31	31	31	31	31	
集 回 収	紙類(牛乳パック)	t/年 0.5%	5.9	5.9	5.8	5.8	5.4	5.5	5.5	5.5	5.6	5.6	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	
	紙類(その他)	t/年 92.6%	1,165.1	1,138.5	1,144.2	1,109.7	1,070.3	1,096.8	1,096.1	1,098.5	1,100.8	1,106.2	1,031.1	1,033.2	1,035.4	1,040.4	1,033.8	1,029.9	
	繊維類	t/年 5.3%	66.9	71.7	64.4	63.4	61.6	63.1	63.1	63.2	63.4	63.7	59.3	59.5	59.6	59.9	59.5	59.3	
	廃食用油	t/年 0.1%	2.6	2.6	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	
	金属類	t/年 0.7%	10.1	8.2	8.9	9.9	8.2	8.4	8.4	8.4	8.4	8.5	7.9	7.9	7.9	8.0	7.9	7.9	
	ビン類	t/年 0.0%	0.3	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
ペットボトル	t/年 0.8%	6.5	10.2	12.2	10.8	9.8	10.0	10.0	10.1	10.1	10.1	9.4	9.5	9.5	9.5	9.5	9.4		
総 資 源 化 量	総資源化量	t/年	8,623	8,093	7,207	6,987	6,744	6,902	6,898	6,912	6,927	6,960	7,051	7,067	7,082	7,116	7,071	7,045	
	カレット・ビン	t/年	690	692	643	645	654	667	666	668	669	672	627	628	629	632	628	626	
	金属類(鉄類、アルミ 平成22,23はエコセメント含む)	t/年	2,375	1,863	964	884	806	853	853	854	856	860	801	803	805	808	803	800	
	紙類(ダンボール、牛乳パック含む)	t/年	3,611	3,561	3,641	3,521	3,391	3,462	3,460	3,467	3,475	3,492	3,789	3,797	3,805	3,823	3,799	3,785	
	繊維	t/年	323	357	344	324	315	321	321	322	322	324	336	337	337	339	337	336	
	ペットボトル	t/年	291	317	317	323	300	305	305	306	307	308	287	288	288	290	288	287	
	容器包装プラスチック	t/年	932	925	914	936	949	957	956	958	960	965	900	902	904	908	902	899	
	廃食用油	t/年	3	3	1	1	1	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
	チップ化	t/年	338	338	350	321	296	295	294	295	295	296	273	273	273	274	273	272	
	水銀	t/年	35	37	33	33	33	33	33	33	33	33	31	31	31	31	31	31	
その他	t/年	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

【資源化量の原単位】

			実 績							予 測									
項目		単位	平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	
市 収 集 資 源	カレット・ビン	g/人日	21.3	21.0	19.5	19.4	19.6	19.9	19.9	19.9	19.9	19.9	18.6	18.6	18.6	18.6	18.6	18.6	
	金属類(鉄類、アルミ)	g/人日	72.8	56.3	29.0	26.3	24.0	25.2	25.2	25.2	25.2	25.2	23.5	23.5	23.5	23.5	23.5	23.5	
	ダンボール	g/人日	20.1	19.9	20.5	20.6	20.3	20.6	20.6	20.6	20.6	20.6	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2	
	古紙	g/人日	55.0	53.5	55.0	51.7	49.2	49.9	49.9	49.9	49.9	49.9	62.4	62.4	62.4	62.4	62.4	62.4	
	繊維	g/人日	7.9	8.7	8.5	7.8	7.6	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2	
	ペットボトル	g/人日	8.7	9.3	9.3	9.4	8.7	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2
	容器包装プラスチック	g/人日	28.7	28.1	27.7	28.2	28.5	28.6	28.6	28.6	28.6	28.6	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	
	廃食用油	g/人日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
	その他	g/人日	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	チップ化	g/人日	10.4	10.3	10.6	9.7	8.9	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	
水銀	g/人日	1.1	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9		
集 団 回 収	紙類(牛乳パック)	g/人日	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
	紙類(その他)	g/人日	35.9	34.6	34.7	33.4	32.1	32.8	32.8	32.8	32.8	32.8	30.6	30.6	30.6	30.6	30.6	30.6	
	繊維類	g/人日	2.1	2.2	2.0	1.9	1.8	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	
	廃食用油	g/人日	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	金属類	g/人日	0.3	0.2	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
	ビン類	g/人日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	ペットボトル	g/人日	0.2	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
総 資 源 化 量	総資源化量	g/人日	266	246	219	210	202	206	206	206	206	206	209	209	209	209	209	209	
	カレット・ビン	g/人日	21.3	21.0	19.5	19.4	19.6	19.9	19.9	19.9	19.9	19.9	18.6	18.6	18.6	18.6	18.6	18.6	
	金属類(鉄類、アルミ)	g/人日	73.2	56.6	29.2	26.6	24.2	25.5	25.5	25.5	25.5	25.5	23.8	23.8	23.8	23.7	23.8	23.8	
	紙類(ダンボール、牛乳パック含む)	g/人日	111.2	108.1	110.5	105.9	101.8	103.4	103.4	103.4	103.4	103.4	112.3	112.3	112.3	112.3	112.3	112.3	
	繊維	g/人日	9.9	10.8	10.4	9.8	9.4	9.6	9.6	9.6	9.6	9.6	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	
	ペットボトル	g/人日	8.9	9.6	9.6	9.7	9.0	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	
	容器包装プラスチック	g/人日	28.7	28.1	27.7	28.2	28.5	28.6	28.6	28.6	28.6	28.6	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	
	廃食用油	g/人日	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
	チップ化	g/人日	10.4	10.3	10.6	9.7	8.9	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	
	水銀	g/人日	1.1	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	
	その他	g/人日	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

資料5 水質汚濁状況

本市では、市内を流れる4河川12地点について、水質調査を実施しており、調査項目は、河川の汚濁指標であるBOD（微生物により有機物が分散されるときに消費される酸素量で、数値が高いほど汚れています）や、DO（溶存酸素量）、大腸菌群数などの生活環境の保全に関する9項目、人の健康の保護に関する27項目、環境ホルモンに関する13項目です。

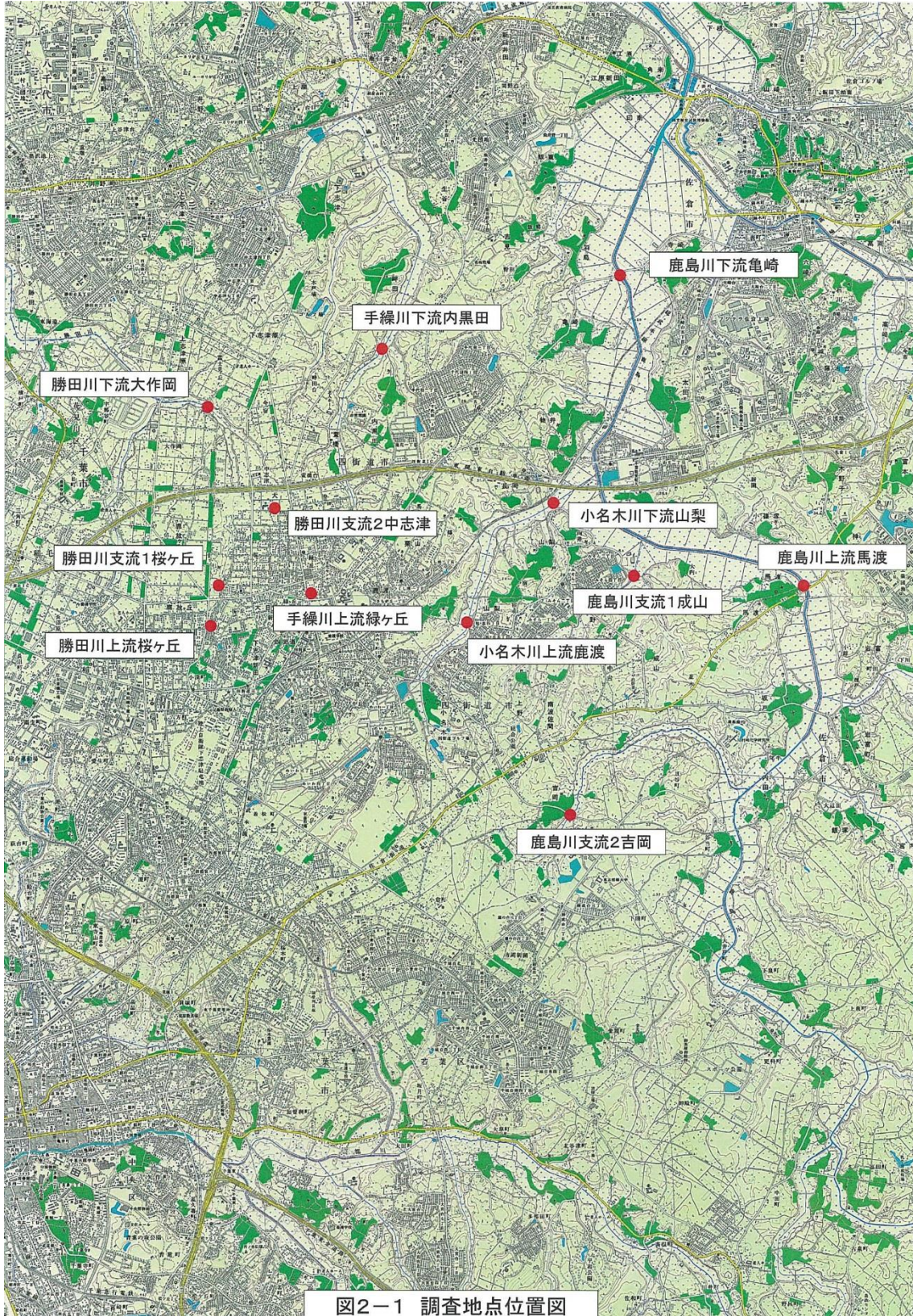
平成26年度の市内河川のBOD75%値（環境基準評価）は、鹿島川上流・下流、手繰川上流・下流ともすべて環境基準に適合していました。

◆市内河川の環境基準達成状況（BOD値） （単位：mg/l）

流域	河川名	調査地点	類型	環境基準値	平成26年度		
					年平均値	75%値	達成率
印旛沼	鹿島川	① 上流（馬渡）	A	2以下	1.1	1.5	100%
		② 下流（亀崎）	A	2以下	0.9	1.2	100%
		③ 支流1（成山）	A	2以下	0.8	1.0	100%
		④ 支流2（吉岡）	A	2以下	1.2	1.6	100%
	手繰川	⑤ 上流（緑ヶ丘）	C	5以下	2.4	3.0	100%
		⑥ 下流（内黒田）	C	5以下	0.9	1.0	100%
	小名木川	⑦ 上流（鹿渡）	E	10以下	1.6	2.0	100%
		⑧ 下流（山梨）	E	10以下	1.7	1.7	100%
東京湾	勝田川	⑨ 上流（桜ヶ丘）	E	10以下	9.4	11.0	67%
		⑩ 下流（大作岡）	E	10以下	4.2	5.2	100%
		⑪ 支流1（桜ヶ丘）	E	10以下	27.0	42.0	33%
		⑫ 支流2（中志津）	E	10以下	16.0	20.0	33%

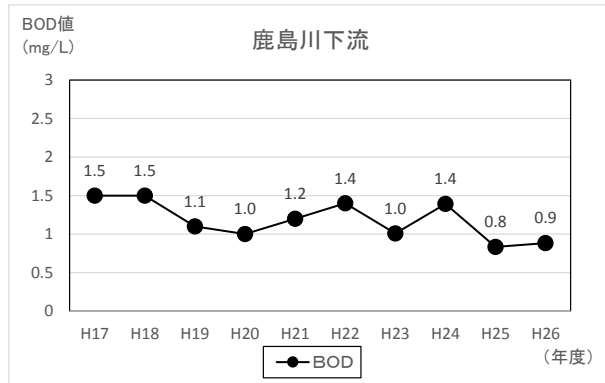
注) 市内を流れる河川の類型指定は、鹿島川がA類型、手繰川がC類型に指定されており、小名木川、勝田川は指定がないためE類型を準用しました。

◆河川水質調査地点位置図



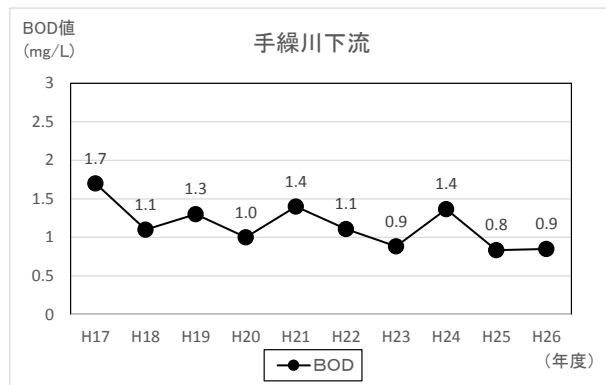
●鹿島川

鹿島川は千葉県緑区土気地区に端を発し、四街道市と佐倉市の境を流下し、西印旛沼に流入しています。若葉区下泉町から西印旛沼の流入点までの 18.9km は一級河川に指定されています。鹿島川の大部分が水田地帯を流れており、4 河川のうち最も流量が多く、四街道市付近では川幅 10~20m と広がっています。また、調査を行った支流 1 成山、支流 2 吉岡など一部コンクリート 3 面張りとなっており、川幅は 1~3 m で流量も少ないです。環境基準は A 類型に指定されており、平成 26 年度の BOD の年平均値は 0.9mg/L です。経年的には、1.5mg/L 以下で推移しており、環境基準を満たしています。



●手繰川

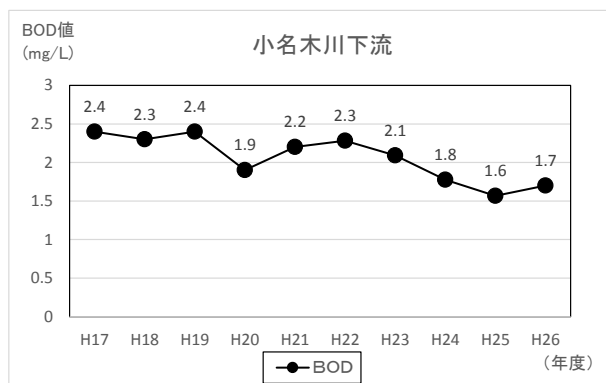
手繰川は四街道市市街地に端を発し、鹿島川同様に西印旛沼に流入しています。上流はコンクリート 3 面張りです。市街地を流れる排水路となっており、流量は少ないです。下流は、水田地帯を流下し、自然護岸となっています。環境基準は C 類型に指定されており、平成 26 年度の BOD の年平均値は 0.9mg/L です。経年的には、1.7mg/L 以下で推移しており、環境基準を満たしている。



●小名木川

小名木川は鹿島川の流入河川の 1 つであり、四街道市物井で鹿島川に流入しています。四街道市と千葉市若葉区若松町の境界付近に端を発し、上流は水田の間を流れており、水田の排水路として利用されています。下流と流入水路はコンクリート 3 面張りとなっており、川底は 1 年を通して多量の川藻が繁殖しています。

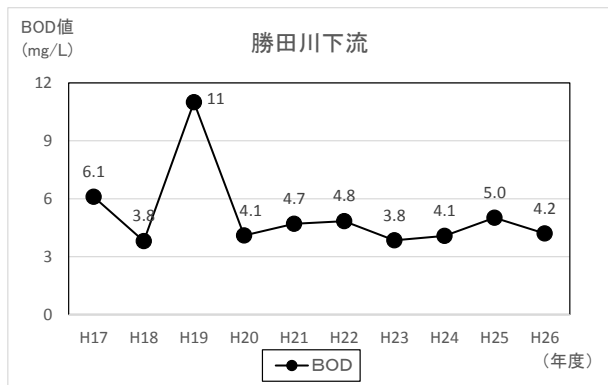
平成 26 年度の BOD の年平均値は 1.7mg/L です。経年的には、2.4mg/L 以下で推移しており、環境基準を満たしています。



●勝田川

勝田川は四街道市と千葉市若葉区、千葉市稲毛区の境界付近に端を発し、花見川に流入した後、東京湾へ流入しています。四街道市域では上流から下流までコンクリート3面張りの約3m幅の水路となっています。上流では住宅地域内を下流し、生活雑排水の排水路として利用されており、川底にはヘドロが堆積しています。下流は

水田地帯を下流し、途中に数箇所の水門が設置されています。平成26年度のBODの年平均値は4.2mg/Lです。経年的には、平成19年度に大きく上昇しましたが、平成20年度以降ほぼ4.0～5.0mg/Lの間で推移しています。



資料6 施策の取組状況（生活排水処理）

本市の生活排水処理に関して、主な具体的施策の取組状況と前計画基本方針との対応を以下に示します。

項目	基本方針1 生活排水処理 の推進		基本方針2 市民・事業者・行政 の協働			基本方針3 適正維持管 理の推進	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
公共下水道の普及に対して受益者負担金制度の周知や経済的助成制度の活用の働きかけを実施した。	○		○	○	○		
高度処理型合併処理浄化槽設置を誘導するため、経済的助成制度の活用の働きかけを実施した。		○	○	○	○		
市政だよりおよびホームページなどで普及啓発活動を実施している。	○	○	○	○	○		
公共下水道の普及啓発活動を実施している。	○		○	○	○		
開発等に係る事前協議時に指導、要請等を実施した。		○		○	○		
適正で合理的な収集・運搬体制を維持している。						○	
汚泥再生処理センターの適正な維持管理および機能の保全を実施している。							○

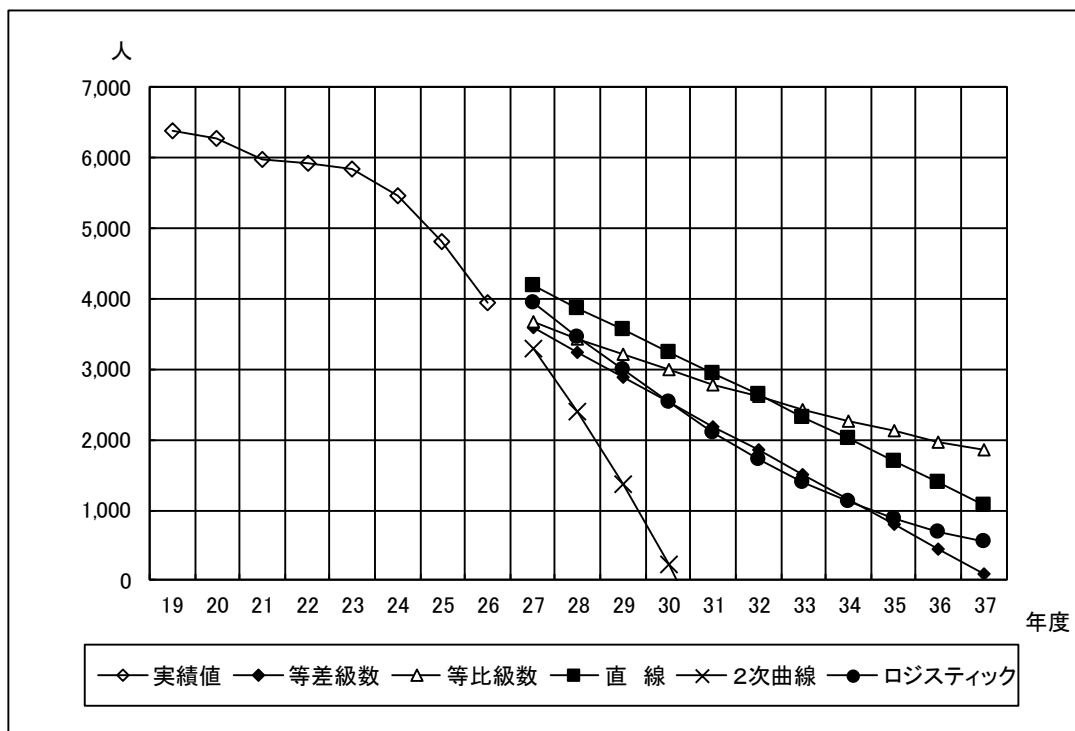
注) ○印は以下に示す前計画の方針①～⑦に対応してします。

- ①：公共下水道の普及 ②：高度処理型合併処理浄化槽の普及
 ③：市民の取組 ④：事業者の取組 ⑤：行政の取組
 ⑥：適正な収集・運搬体制の維持 ⑦：中間処理施設の適正管理

資料7 生活排水処理人口等の予測

(1) し尿汲み取り人口

し尿汲み取り人口は、計画期間内での0人達成は困難と見て、ロジスティックによる推計値を予測数値とします。



年度	実績値					
19	6,377					
20	6,272					
21	5,994					
22	5,923					
23	5,857					
24	5,458					
25	4,809					
26	3,937					
年度	1. 等差級数	2. 等比級数	3. 修正指数	4. 直線	5. 2次曲線	6. ロジスティック
27	3,588	3,675	不能	4,182	3,291	3,946
28	3,240	3,430		3,871	2,387	3,469
29	2,891	3,202		3,561	1,364	2,994
30	2,543	2,989		3,251	222	2,537
31	2,194	2,790		2,940	-1,038	2,112
32	1,846	2,604		2,630	-2,418	1,732
33	1,497	2,431		2,320	-3,916	1,400
34	1,148	2,269		2,009	-5,533	1,118
35	800	2,118		1,699	-7,268	884
36	451	1,977		1,389	-9,123	694
37	103	1,845		1,078	-11,096	540
相関係数	0.91910571	0.89329779		0.91910571	0.98411751	0.96367753
相関順位	3	5		3	1	2

(2) 生活排水処理量の現状および予測

生活排水処理の予測結果を示します。し尿および浄化槽の原単位は、平成22年度から平成26年度までの処理実績の平均とします。

項目		実績					予測											
		平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	
計画処理区域内人口(a)	人	88,949	89,961	90,296	91,073	91,258	91,441	91,636	91,831	92,026	92,221	92,416	92,611	92,806	93,000	92,657	92,314	
水洗化・生活雑排水処理人口(b=c+d)	人	78,743	79,960	81,094	82,348	85,187	85,464	86,239	87,012	87,767	88,490	89,169	89,799	90,379	90,910	90,860	90,774	
内訳	公共下水道接続人口(c)	人	75,106	75,865	76,893	77,039	76,954	77,267	77,580	77,893	78,206	78,520	78,833	79,146	79,459	79,772	80,085	79,928
	コミュニティ・プラント人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	農業集落排水人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	合併処理浄化槽人口(d)	人	3,637	4,095	4,201	5,309	8,233	8,197	8,659	9,119	9,561	9,970	10,336	10,653	10,920	11,138	10,775	10,846
単独処理浄化槽人口(e)	人	4,283	4,144	3,744	3,916	2,134	2,031	1,928	1,825	1,722	1,619	1,515	1,412	1,309	1,206	1,103	1,000	
浄化槽人口(f=d+e)	人	7,920	8,239	7,945	9,225	10,367	10,228	10,587	10,944	11,283	11,589	11,851	12,065	12,229	12,344	11,878	11,846	
非水洗化人口(g=a-b-e)	人	5,923	5,857	5,458	4,809	3,937	3,946	3,469	2,994	2,537	2,112	1,732	1,400	1,118	884	694	540	
内訳	計画収集人口(し尿汲み取り人口)	人	5,923	5,857	5,458	4,809	3,937	3,946	2,994	2,537	2,112	1,732	1,400	1,118	884	694	540	
	自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
水洗化率 ^{*1} ((b+e)/a×100)	%	93.3	93.5	94.0	94.7	95.7	95.7	96.2	96.7	97.2	97.7	98.1	98.5	98.8	99.0	99.3	99.4	
非水洗化率 ^{*2} (g/a×100)	%	6.7	6.5	6.0	5.3	4.3	4.3	3.8	3.3	2.8	2.3	1.9	1.5	1.2	1.0	0.7	0.6	
公共下水道処理率(c/a×100)	%	84.4	84.3	85.2	84.6	84.3	84.5	84.7	84.8	85.0	85.1	85.3	85.5	85.6	85.8	86.4	86.6	
浄化槽普及率(f/a×100)	%	8.9	9.2	8.8	10.1	11.4	11.2	11.6	11.9	12.3	12.6	12.8	13.0	13.2	13.3	12.8	12.8	
うち合併処理(d/a×100)	%	4.1	4.6	4.7	5.8	9.0	9.0	9.4	9.9	10.4	10.8	11.2	11.5	11.8	12.0	11.6	11.7	
生活排水処理率(b/a×100)	%	88.5	88.9	89.8	90.4	93.3	93.5	94.1	94.8	95.4	96.0	96.5	97.0	97.4	97.8	98.1	98.3	
年間日数	日	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	
人口	人	13,843	14,096	13,403	14,034	14,304	14,174	14,056	13,938	13,820	13,701	13,583	13,465	13,347	13,228	12,572	12,386	
し尿	人	5,923	5,857	5,458	4,809	3,937	3,946	3,469	2,994	2,537	2,112	1,732	1,400	1,118	884	694	540	
浄化槽	人	7,920	8,239	7,945	9,225	10,367	10,228	10,587	10,944	11,283	11,589	11,851	12,065	12,229	12,344	11,878	11,846	
発生量	Kℓ/年	5,116	5,189	5,376	5,497	5,797	6,050	6,096	6,158	6,215	6,281	6,302	6,329	6,343	6,363	6,069	6,018	
し尿収集量	Kℓ/年	1,746	1,534	1,344	1,115	927	1,011	886	765	648	541	443	358	286	226	177	138	
浄化槽汚泥量	Kℓ/年	3,370	3,655	4,032	4,382	4,870	5,039	5,210	5,393	5,567	5,740	5,860	5,971	6,058	6,137	5,891	5,880	
日発生量	Kℓ/日	14.0	14.2	14.7	15.1	15.9	16.5	16.7	16.9	17.0	17.2	17.3	17.3	17.4	17.4	16.6	16.5	
し尿収集量	Kℓ/日	4.8	4.2	3.7	3.1	2.5	2.8	2.4	2.1	1.8	1.5	1.2	1.0	0.8	0.6	0.5	0.4	
浄化槽汚泥量	Kℓ/日	9.2	10.0	11.0	12.0	13.3	13.8	14.3	14.8	15.3	15.7	16.1	16.4	16.6	16.8	16.1	16.1	
1人1日当たり発生量	ℓ/人日	1.01	1.01	1.10	1.07	1.11	1.17	1.19	1.21	1.23	1.25	1.27	1.29	1.30	1.31	1.32	1.33	
し尿	ℓ/人日	0.81	0.72	0.67	0.64	0.65	0.70	0.70	0.70	0.70	0.70	0.70	0.70	0.70	0.70	0.70	0.70	
浄化槽	ℓ/人日	1.17	1.21	1.39	1.30	1.29	1.35	1.35	1.35	1.35	1.35	1.35	1.36	1.36	1.36	1.36	1.36	

*1「水洗化率」とは、し尿を公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽で処理している人の割合。

*2「非水洗化率」とは、し尿を汲み取りで処理している人の割合。

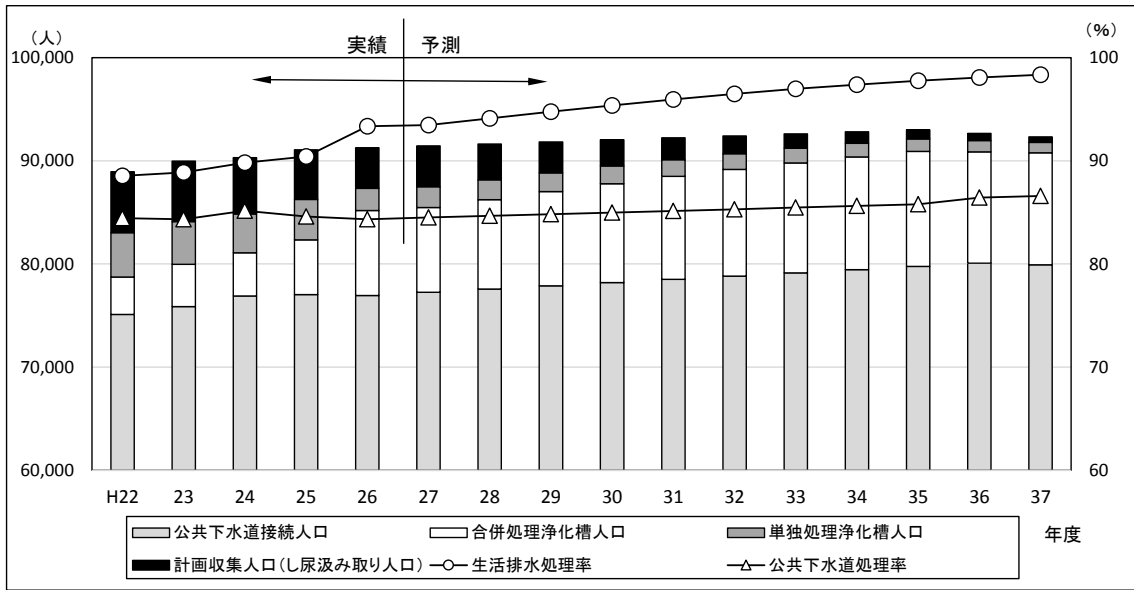


図 生活排水処理形態別人口の実績および推計

資料8 ごみ処理対策委員会委員名簿

四街道市ごみ処理対策委員会委員名簿（第12期）

平成27年11月1日～平成29年10月31日

（区分ごとに50音順、敬称略）

No.	区 分	氏 名	備 考
(1)	学識経験のある者	荒井 喜久雄	全国都市清掃会議
		森 朋子	廃棄物・3R研究財団
		矢澤 裕	千葉県まちづくり公社
(2)	市民の代表者	阿部 勲夫	市民公募
		岡田 英明	吉岡地区
		櫻井 正人	吉岡地区
		菅谷 英子	市民公募
		日和 一郎	市民公募
		古川 豊	成台中地区
		森田 浩	市民公募
(3)	民間諸団体の推薦を受けた者	奥山 三郎	再資源化事業協同組合
		永野 勤	商工会
		福田 泰敏	J A千葉みらい
		山口 孝子	消費者友の会

資料9 ごみ処理対策委員会諮問、答申

諮問

廃 第 67 号
平成27年11月18日

四街道市ごみ処理対策委員会
会長 荒井喜久雄 様

四街道市長 佐渡 斉

四街道市一般廃棄物処理基本計画について（諮問）

四街道市ごみ処理対策委員会設置条例（平成元年12月22日条例第38号）第2条の規定により、下記の事項について諮問いたします。

記

- 1 四街道市一般廃棄物処理基本計画について

答申

平成28年5月17日

四街道市長 佐 渡 斉 様

四街道市ごみ処理対策委員会

会 長 荒井 喜久雄

四街道市一般廃棄物処理基本計画について（答申）

平成27年11月18日付け廃第67号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 答申

一般廃棄物処理基本計画の策定については、別添の四街道市一般廃棄物処理基本計画（案）のとおり取り纏めましたので報告します。

また、計画の推進にあたっては、次の意見を申し添えます。

四街道市（以下、本市という。）は、平成20年度に策定した現一般廃棄物処理基本計画や循環型社会形成推進基本法その他の法律等を背景とし、これまで様々なごみ処理施策の展開に取り組んできており、本市のごみ処理の水準は、全国・県内水準と同等以上のレベルにあります。

しかしながら、地球規模へ目を向けると、今日の大量生産・大量消費型の経済活動により形成された大量廃棄型の社会は、地球温暖化や天然資源の枯渇など様々な環境問題を引き起こす一因とされており、当委員会では更なるごみの減量化等を行い、国の目指す資源循環型社会形成に寄与していくべきことは本市の当然の責務と認識するところです。

当委員会は、このような認識のもと、行政には更なる一般廃棄物処理事業の推進を目指し、新たな一般廃棄物処理基本計画に記載されるごみ減量施策の実施はもとより、この計画が市民に広く周知され、理解を得られるよう努めることを期待するものです。

一方で、ごみの減量を進めるためには、市民・行政のごみの減量努力に加え、製品の販売によって利益を享受する事業者についても、環境に配慮した製品の開発など廃棄物の減量に積極的に取り組むことが不可欠だと考えます。このため、これらの取組を行っている事業者が社会的に評価されるよう様々な機会をとおして国等に要望するよう求めます。

排水処理に関しては、河川等の水質改善のためには、本市単独の取組だけでなく、千葉県や近隣市町村等との連携も不可欠であることから、より一層の関係機関との協力も視野に入れた取組を進めていただきたい。

また、災害廃棄物対策については、昨今の東日本大震災や平成28年熊本地震などの教訓を踏まえて、適正な廃棄物処理体制の確立に向けた取組を推進していただきたい。

なお、現在、本市が着手している次期ごみ処理施設等用地へのクリーンセンターの移転については、多くの市民が関心を持っているところであり、新施設建設においては、建設地の地元住民はもとより市民全体にできる限り進捗状況等を開示するとともに、新施設においては公害の発生しない、熱エネルギーをより有効利用できる施設とされることも併せて要望します。

四街道市一般廃棄物処理基本計画

平成 28 年8月

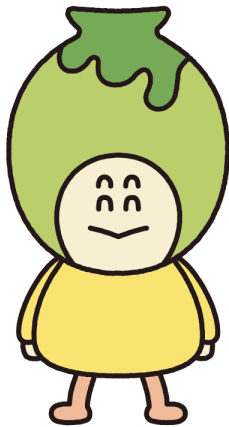
発行 四街道市

千葉県四街道市鹿渡無番地

TEL 043-421-6132

FAX 043-424-2013

みんなでごみを減らしましょう！



ドラマチック四街道
プロジェクトナビゲーター
よつぼくん



ごみ減量・リサイクル
キャラクター
クルちゃん